令和5年11月17日

給与支払報告書提出義務者　様

青森県　平内町　税務課長

**令和6年度給与支払報告書の提出について**

　平素は、町民税・県民税の特別徴収事務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、地方税法第３１７条の６の規定により、**令和6年１月３１日までに**「給与支払報告書(総括表)」と「仕切り紙」をご利用のうえ、給与支払報告書を提出してくださいますようお願いしたします。（ｅＬＴＡＸや光ディスクで提出する場合は、同封した総括表や仕切り紙は使用せず、お手数ですが破棄してくださいますようお願いいたします。）

**※当町への報告人員がない場合は、延べ人数欄を０人とし提出するか、その旨を電話でご連絡ください。**

**◇個人住民税の特別徴収の全事業所一斉実施について◇**

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただきます。ただし、「普通徴収仕切り紙」に記載している理由に該当する場合のみ、普通徴収といたしますので、別添の「普通徴収仕切り紙」をご確認の上、摘要欄への記載をお願いいたします。（ｅＬＴＡＸ利用の場合は、「普通徴収」欄へのチェックを忘れずにお願いいたします。）

なお、年の途中で退職した方については、支払金額にかかわらず提出をお願いいたします。

**◇訂正の給与支払報告書を提出する場合◇**

　給与支払報告書を提出後に、再年末調整などにより、訂正した給与支払報告書を提出する場合は、訂正が生じた対象者分のみご提出ください。その際に、**給与支払報告書（個人明細書）の摘要欄に赤字で「訂正分」**と記入ください。

**◇退職等の異動があった場合◇**

　特別徴収対象者として給与支払報告書を提出した後で退職等による異動により、普通徴収に切り替えたい場合は、速やかに給与所得者異動届出書を提出してください。

**◇eLTAXで給与支払報告書を提出する場合◇**

令和６年度より、特別徴収税額通知の受取方法が変更となり、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データでの受取が開始されます。また、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)は、「書面による通知」か「電子データによる通知（eLTAXによる通知）」のいずれかを選択することとなりますので、ご注意ください。詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

**◇その他の留意事項◇**

・前職分の給与を含めて年末調整される際に前職が複数ある場合は、「摘要」欄に必ず支払者ごとの内訳を記入してください。

**・租税条約に該当する方の給与支払報告書を提出する際は、必ず摘要欄に「租税条約〇〇条該当」と記載してください。記載がない場合、租税条約による適用とならない場合があります。**

給与支払報告書の提出先

〒039-3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63番地

平内町　税務課　住民税係

電話番号：017-755-2115（245）